

## 独立行政法人 日本学生支援機構奨学金

日本学生支援機構は、日本学生支援機構法に基づいて設立され、国の育英奨学事業を行っている機関です。募集人員が最も多い奨学金で、種類は第一種奨学金（無利子貸与）と第二種奨学金（有利子貸与）の2種類があります。

### 定期採用について

募集時期は毎年4月で、原則として年に1回しか募集はありません。各学校ごとに推薦者数が割り当てられるので、学内選考の段階で選考もれとなることもあります。また、もし追加採用や2次募集が来た場合は4月の定期採用に申し込みをしていた人のみが対象となります。4月の新学期オリエンテーション期間中もしくは春学期授業開始日に募集説明会を実施しますので希望者は必ず参加してください。

### 緊急・応急採用について

日本学生支援機構では、家計急変者を対象に「緊急・応急採用制度」を設け随時受け付けています。家計急変者すなわち主たる家計支持者の失職・死亡・被災等により家計が急変した場合、申し込める制度です。但し、家計急変の事由発生が申し込み時点で1年以内であることが条件です。もし該当するような事態が生じた場合は学生係へ相談してください。

### 短期留学用奨学金制度について

日本学生支援機構では、在学中に留学をする学生を対象に、留学期間中だけ貸与をする「第二種奨学金（短期留学）<有利子>制度」を設けています。留学開始時期によって申し込み期間が決まっていますので、希望者は忘れずに学生係へ応募書類を取りに来てください。なお、留学することが急に決定した場合など、留学決定時期と留学開始時期によってはこの奨学金を申し込めない場合がありますのでご承知おきください。

第二種奨学金（短期留学用）の申込スケジュールはおおよそ下記のようになっています。年度ごとに学生ラウンジ掲示板で申込スケジュールはお知らせしますので必ず確認してください。

	募集対象学生の 留学開始時期	学内での申込期間（予定）	採用候補者決定時期
第1回目	4月～7月	1月7日～1月18日頃	2月下旬
第2回目	8月～11月	4月25日～5月9日頃	6月下旬
第3回目	12月～翌年3月	9月1日～9月12日頃	10月下旬

### 日本学生支援機構奨学金の貸与を受けている学生が在学中に留学する場合の奨学金の取り扱いについて

日頃、国内において日本学生支援機構奨学金の貸与を受けている学生が在学中に留学する場合、原則として奨学金は「休止」しなければなりません。しかし留学中も引き続き貸与を受けたい場合、第一種奨学金は「留学奨学金継続願」を提出することで引き続き貸与されます。しかし第二種奨学金は必ず「休止」をしなければなりま

せん。もし第二種奨学金を留学中も貸与を希望する場合は短期留学用の第二種奨学金をあらためて申し込まなければなりません。また、日本学生支援機構の短期留学推進制度の奨学生として留学する場合は、第一種も第二種も「休止」となります。

#### **予約採用者として決定している学生の皆さんへ**

高等学校時に出願し、採用候補者として決定通知を受けている学生は「採用候補者決定通知書」を至急学生係まで提出してください。そして学生係にてパスワードを受け取り、インターネットを使って進学届の手続きをしてください。4月27日(日)までに入力済んだ人の奨学金初回振込予定日は5月16日(金)です。

#### **入学前に在学していた学校で日本学生支援機構の奨学金を受け取っていた人へ**

「在学届」を4月18日(金)までに学生係へ提出してください。「在学届」を提出することにより本学在学中は返還が猶予されます。この手続きをしない場合、在学中に返還が始まり慌てることとなりますので注意してください。「在学届」の用紙は各自受け取った返還の手引きの巻末に綴じこんでありますが、現在手元にない場合は学生係にありますので申し出てください。